

証 価 評

第93108号

軟泥の高濃度浚渫及び排送工法

平成3年運輸省告示第336号

海底に堆積している軟泥を、水質汚濁が少なく高濃度で浚渫する工法及び連続的に高濃度で排送する工法。

港湾に係る民間技術の評価に関する規程（平成元年運輸省告示第341号）第5条第1項の規定に基づき、先に申請のあった上記民間技術について下記のとおり評価する。

平成5年6月30日

運輸大臣

越智

伊平



記

1 評価技術の名称

EK式浚渫工法

2 評価申請者

名称 恵庭建設株式会社

住所 北海道恵庭市泉町26番地

3 評価の前提

本技術の評価にあたっては、以下の条件を前提とする。

- (1) 本工法の実施は、原則として「港湾工事共通仕様書((社)日本港湾協会)」に基づくものとする。
- (2) 本工法に使用される機材は、適正な性能を有し、適切な運用と保守管理のもとで使用されるものとする。

4 評価の範囲

本技術の評価の範囲は、軟泥の浚渫船及びそれを運用するためのシステムとする。

5 評価の結果

本技術は、「真空吸引バケット、貯蔵タンク及び圧縮空気を用いて、軟泥を高濃度で浚渫する工法」で、評価した結果、以下の事項が認められる。

- (1) 対象土砂は細粒土とし、比較的高い液性限界以上の含水比を有する軟泥に適用できる。
- (2) 通常の水深の軟泥浚渫工事に適用できる。
- (3) 通常の施工能力を有する。
- (4) 事故防止への配慮が払われている。
- (5) 確実に、高濃度の浚渫ができる。
- (6) 騒音、水質汚濁による周辺に与える影響は少ない。